

議案第11号

佐野市部及び行政機関等設置条例等の改正について

佐野市部及び行政機関等設置条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市部及び行政機関等設置条例等の一部を改正する条例

(佐野市部及び行政機関等設置条例の一部改正)

第1条 佐野市部及び行政機関等設置条例(平成17年佐野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「局並びに」を削る。

第2条(見出しを含む。)中「及び局」を削り、同条の表中「水道局」を削る。

第3条(見出しを含む。)中「及び局」を削り、同条の表水道局の項を削る。

第4条中「及び局」を削る。

(佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年佐野市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会条例の一部改正)

第3条 佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会条例(平成17年佐野市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第5条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

組織機構の再編を実施するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第11号参考資料

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長の事務部局の部及び局並びに分掌事務並びに条例をもって設置すべき機関の名称、位置、所管区域等を定めるものとする。</p> <p>(部及び局の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び局を設ける。</p> <p>(略)</p> <p><u>水道局</u></p> <p>(部及び局の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める部及び局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>水道局</u></p> <p><u>下水道に関する事項</u></p> <p>(課等及び係の設置)</p> <p>第4条 市長は、その権限に属する事務を分掌させるため、部及び局の下に必要な課、室、所、センター及び係を設けることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長の事務部局の部及び分掌事務並びに条例をもって設置すべき機関の名称、位置、所管区域等を定めるものとする。</p> <p>(部の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(課等及び係の設置)</p> <p>第4条 市長は、その権限に属する事務を分掌させるため、部の下に必要な課、室、所、センター及び係を設けることができる。</p>

佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

	改 正 案
<p>佐野市公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年佐野市条例第40号)第9条の規定による改正後</p>	
<p>(管理者及び組織) 第4条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道局</u>を置く。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(管理者及び組織) 第4条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道局</u>を置く。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>水道局</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>上下水道局</u>において処理する。</p>